

「外国人患者受入れ医療機関認証制度 評価項目Ver2.1」 Ver2.0からの改訂内容

(2019年7月1日以降の受審申込みより適用)

項目番号	現行評価項目 (Ver2.0)	改訂内容 (Ver2.1)
1	受入れ対応	
1 2	医療費の請求や支払いに関する対応	
1 2 1	医療費の請求を適正に行っている。	
1 2 1 2	外国人患者向けに支払明細書(領収書)の内容を通知する方法がある。	外国人患者向けに 支払明細書 の内容を通知する方法がある。
	① 外国人患者の理解可能な言語で支払明細書(領収書)を発行する方法がある。	① 外国人患者の理解可能な言語で 支払明細書 を発行する方法がある。
	② 支払明細書(領収書)には、必要な情報を記載している。 ◆ 必要な情報とは、金額の内訳である。	② 支払明細書 には、必要な情報を記載している。 ◆ 必要な情報とは、金額の内訳である。
2	患者サービス	
2 1	通訳(会話における多言語対応)体制の整備	
2 1 1	通訳者を配置できる体制を整備している。	
2 1 1 2	適正な通訳が提供されているか確認する方法がある。	
	③ 医療機関において、通訳者の資格、通訳歴を確認する方法がある。 ◆ 確認する方法とは、書面または、口頭による確認である。	③ (院内および院外の)通訳者の能力や適性を書面等で確認している。 ◆ 確認する内容は、資格、通訳歴、(通訳会社の)採用条件等である。
2 3	院内環境の整備	
2 3 1	外国人患者に配慮した院内環境を整備している。	
2 3 1 1	外国人患者に配慮した院内案内図・案内表示を整備している。	
	② 院内の案内表示を、日本語および外国語で表記している。 ◆ 院内の案内表示とは、各窓口(総合受付・会計・各科受付・処方せん受付など)や各部屋(検査室・病棟・更衣室など)である。	◆ 院内の案内表示とは、各窓口(総合受付・会計・各科受付・処方せん受付・ 救急外来窓口 など)や各部屋(検査室・病棟・更衣室など)、 感染症に関する表示 などである。
	③ 院内における立ち入り禁止区域への制限について、日本語および外国語で表記している。 ◆ 立ち入り禁止区域とは、危険区域、関係者限定区域である。	◆ 立ち入り禁止区域とは、危険区域(放射線管理区域・汚物室 など)、関係者限定区域である。
3	医療提供の運営	
3 1	外国人患者への医療提供に関する運営	
3 1 1	外国人患者に配慮した医療を提供している。	
3 1 1 5	薬剤情報提供において、外国人患者に配慮した対応方法がある。	
	① 薬剤情報を外国人患者の理解可能な言語で説明する方法がある。 ◆ 説明方法とは、ツール(薬剤情報の翻訳)または、口頭による言語対応である。	① 薬剤情報 や服薬方法 を外国人患者の理解可能な言語で説明する方法がある。 ◆ 説明方法とは、ツール(薬剤情報 や服薬方法 の翻訳)または、口頭による言語対応である。
	② 薬剤に関する質問を外国人患者の理解可能な言語で回答する方法がある。 ◆ 回答する方法とは、ツール(薬剤情報に関する会話集など)または、口頭による言語対応である。	◆ 回答する方法とは、ツール(薬剤情報 や服薬方法 に関する会話集など)または、口頭による言語対応である。
3 2	説明と同意(インフォームドコンセント)	
3 2 1	外国人患者と治療方針や治療内容、検査内容を事前に共有している。	
3 2 1 1	治療方針や治療内容、検査内容を外国人患者に伝える方法がある。	
	① 治療方針や治療内容を、外国人患者の理解可能な言語で説明する方法がある。 ◆ 説明とは、外国語で記載された治療方針や治療内容の説明文書を利用することである。	◆ 説明とは、外国語で記載された治療方針や治療内容の説明文書、 クリニカル(クリティカル)・パス 等を利用することである。
	② クリニカル(クリティカル)・パスを用いる場合も、外国人患者の理解可能な言語で説明する方法がある。 ◆ 説明とは、外国語で記載されたクリニカル・パスを利用することである。	(本下位項目を削除)
	③ 検査内容を、外国人患者の理解可能な言語で説明する方法がある。 ◆ 説明とは、外国語で記載された検査内容の説明文書を利用することである。	(本下位項目番号を②に変更)

項目番号	現行評価項目 (Ver2.0)	改訂内容 (Ver2.1)
4 2	安全管理体制	
4 2 1	安全管理のための体制を整備している。	
4 2 1 1	外国人患者の受入れに関する安全管理体制がある。	
	③ 訴訟が発生した場合の対応体制がある。 ◆ 医療安全管理マニュアルなどに、外国人患者対応の担当者または担当部署と院内関係者の連携方法を記載している。	③ 外国人患者に関わる医療事故や訴訟が発生した場合の対応体制がある。 ◆ 医療安全管理マニュアルなどに、外国人患者対応の担当者または担当部署と院内関係者の連携方法を記載している。
5	改善に向けた取り組み	
5 1	院内スタッフへの教育・研修	
5 1 1	外国人患者の受入れに関する情報の収集や、院内での教育・研修の取り組みがある。	
5 1 1 1	外国人患者の宗教・習慣や他の医療機関の取り組みに関する情報収集を行っている。	
	② 院外の研修・セミナーなどで収集した外国人患者に関連する情報を報告書や議事録によって院内で回覧している。	② 院外の研修・セミナーなどで収集した外国人患者に関連する情報を報告書や議事録等によって院内で共有している。 ◆ 一部の関係者への報告にとどまらず、院内全体での共有体制があること。